

# 勾留延長マニュアル

平成27年9月改訂

八日市場刑事係

## 第1 受付

1 当直で勾留延長の処理を行うのは、3日以上の連休の場合です。

2 檢察庁から勾留期間延長請求書、勾留状、一件記録が来ますので、検察事務官が持参する送付票に押印（認印）して受領します。

3 簡裁の受付印（当直用）を請求書の余白に押します。

4 立件は、被疑者ごとに [REDACTED] で行います（符号は「る」）。

[REDACTED] 「早見表」を参照してください。

※1件2名で1通の請求書ならば2件立件して、受付印に「100号、101号」、余白に「100号につき山田太郎、101号につき鈴木次郎」と記載します。

5 請求書記載の次の事項を確認します。

(1) 請求書作成年月日

(2) あて先が八日市場簡易裁判所裁判官であること

(3) 請求権者の記名押印

(4) 請求書記載の勾留請求年月日などを添付の勾留状と照合する

(5) 勾留を延長する理由の記載、延長する期間が10日以内であること

## 第2 決裁

裁判官に請求書、勾留状、一件記録を上げて決裁に付します。

※地裁裁判官が担当する際は、[REDACTED] 延長用ゴム印セットとともに記録を上程します。

## 第3 交付

1 裁判官から一件記録が返還された後は次の事項を確認してください。

(1) 延長期間が10日以内となっていること

(2) 延長の理由が記載されていること（ゴム印が不鮮明でないこと）

(3) 裁判官の押印があること

なお、延長を却下する場合は、速やかに検察庁に一報をいれてください。

- 2 「交付した年月日」欄の書記官名の傍らに、簡裁の書記官印を押します。
- 3 1及び2の記載内容の確認に当たっては、ダブルチェックを励行してください。
- 4 チェックが終了したら、延長の結果を [REDACTED] 一件記録(勾留状添付)を検察庁に引き継ぎます。

[REDACTED] (早見表参照)し、受領

印と引き替えに検察庁に引き継ぎます。

延長結果八カの際、終局とモレ  
0日間(0月0日まで)とれ替わ

# 勾留期間延長請求書

平成27年9月11日

八日市場簡易裁判所  
裁判官殿

①請求年月日、請求先、請求者  
官職氏名押印、被疑者氏名、罪  
名等形式の記載事項を確認

東金区検察庁  
検察官副検事

法務太郎

被疑者 甲野 次郎 に対する 強盗 被疑事件につき、下記のとおり勾留期間の延長  
を請求する。

記

1 勾留請求の年月日 平成27年 9月 2日

②請求内容を一件記録に添付さ  
れた勾留状と照合して確認

2 前に延長された期間 始期 平成 年 月 日

終期 平成 年 月 日 ( 日間)

3 延長を求める期間 始期 平成27年 9月12日

終期 平成27年 9月21日 (10日間)

4 やむを得ない事由 別紙記載のとおり  
(別紙添付省略)

当直受付印を押し、簡裁(る)で立件  
事件番号を記入し、認印



## 勾留延長記載例（勾留状2枚目）

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾留期間の延長	
延長期間	延長期間
平成27年9月21日まで	① 延長期間が正しく記載されていることを確認する。  ② 理由が記載されていることを確認する。
理由	
関係人取調べ未了 証拠物多數のため 鑑定未了	
平成27年9月11日	平成 年 月 日
八日市場簡易 裁判所 裁判官 乙田一子	③ 決定日、裁判所名、裁判官名（押印）が正しく記載されていることを確認する。
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成27年9月11日	④ ①から③までを確認し、日付及び書記官氏名を記載し、職印を押印する。
裁判所書記官丙山三朗	
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分
刑事施設職員	刑事施設職員